



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年3月31日月曜日 第1443号外4

◇ 目 次 ◇

条 例

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... 1

規 則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則..... 3

条 例

○愛媛県条例第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づく処分により、愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条の3中「692円」を「793円」に改める。

第23条中「次に掲げる者の利用」を「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条第1項に規定する国民体育大会及びその予選会並びに財団法人日本ゴルフ協会又は同協会に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会で知事が定めるもの（以下この条において「国体等」という。）の出場選手（報酬又は営利を目的としないスポーツとしてゴルフをする者に限る。）の利用（国体等の競技又は公式練習としての利用（法第75条の3第1号に掲げる利用を除く。）に限る。）」に改め、同条各号を削る。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第62条第1号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第一種銃猟免許」に改め、同条第2号中「丙種狩猟免許」を「第二種銃猟免許」に改める。

第67条の2第4項第2号中「第10条」を「第14条」に改める。

第80条第3項中「身体障害者福祉法」の下に「（昭和24年法律第283号）」を加える。

附則第16条の2第1項中「（次項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「係る譲渡所得等の金額」の下に「（次項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をしたときは、当該上場株式等の譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する前項の規定の適用については、同項中「100分

の16」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条の2第3項中「前2項」を「第1項」に改め、「又は第2項」を削り、「第35条の2の2第7項」を「第35条の2の2第6項」に改める。

附則第16条の3の見出し中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条第1項中「平成14年度から平成16年度までの各年度分の個人の県民税に限り、」を「当分の間、県民税の」に、「商品先物取引」を「先物取引」に、「100分の2」を「100分の16」に改め、同条第2項第1号及び第3号中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

附則第20条を次のように改める。

（不動産取得税の税率の特例）

第20条 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の規定にかかわらず、100分の3とする。

附則第21条第1項中「第11条の3第1項及び」を削り、「同条第7項及び第9項」を「同条第5項」に改め、「第11条の3第1項若しくは」を削り、「、第7項若しくは第9項」を「若しくは第5項」に改め、「第11条の3第3項並びに」を削り、「、第8項及び第10項」を「及び第6項」に改める。

附則第22条第1項中「平成11年5月1日」を「平成15年7月1日」に、「868円」を「969円」に改め、同条第2項中「平成11年5月1日」を「平成15年7月1日」に、「413円」を「461円」に改める。

附則第24条第1項中「平成15年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同条第2項及び第3項中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 道路運送車両法第41条の規定により平成15年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項から第6項までにおいて「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車又は同条の規定により平成16年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が地方税法施行規則で定める許容限度の4分の1を超えない自動車で同省令で定めるものの取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の15を控除した率とする。

附則第24条第5項を削り、同条第6項中「又は法附則第32条第6項」を「、第4項又は法附則第32条第7項」に改め、

同項を同条第5項とし、同条に次の1項を加える。

6 道路運送車両法第41条の規定により平成16年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で令で定めるものの取得（第3項、第4項又は法附則第32条第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成15年4月1日から平成16年9月30日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1を控除した率とする。

附則第25条第2項中「平成15年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第62条の改正規定 平成15年4月16日
 - (2) 第20条の3及び附則第22条の改正規定並びに附則第6項から第11項までの規定 平成15年7月1日
（県民税に関する経過措置）
- 2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2の規定は、平成16年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 3 新条例附則第16条の3の規定は、平成16年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成15年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 4 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 5 改正前の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）附則第21条第1項の規定（地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号。以下「改正法」という。）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項及び附則第7項において「旧法」という。）附則第11条の4第7項及び第8項に係る部分に限る。）は、旧法附則第11条の4第7項に規定する営業の譲渡が施行日から平成16年3月31日までの間に行われたときに限り、当該営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例附則第21条第1項中「同条第7項及び第9項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）による改正前の法附則第11条の4第7項」と、「第19条の6中」とあるのは「第19条の6第1項中」と、「第3項、第7項若しくは第9項」とあるのは「若しくは第3項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）による改正前の法（次項及び次条において「旧法」という。）附則第11条の4第7項」と、同条第2項中「又は第73条の27の9第1項」とあるのは「若しく

は第73条の27の9第1項又は附則第11条の3第1項若しくは第11条の4第1項若しくは第3項若しくは旧法附則第11条の4第7項」と、「第4項、第8項及び第10項」とあるのは「及び第4項並びに旧法附則第11条の4第8項」とする。

（県たばこ税に関する経過措置）

- 6 平成15年7月1日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 7 指定日前に旧条例第20条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（旧法第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第4条第1項第5号に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第131条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。
 - (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき 101円
 - (2) 新条例附則第22条第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき48円
- 8 前項の規定により課される県たばこ税の納税地は、新条例第4条第1項第5号の規定にかかわらず、卸売販売業者等にあつては前項の規定により指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこの貯蔵場所の所在地とし、小売販売業者にあつては同項の規定により指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなされる製造たばこを直接管理する営業所の所在地とする。
- 9 附則第7項に規定する者は、改正法附則第7条第3項に規定する申告書を指定日から起算して1月以内に提出しなければならない。
- 10 附則第7項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第14条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第131条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該申告書は、前項の規定により提出されたものとみなす。
- 11 附則第9項の規定による申告書を提出した者は、平成16年1月5日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
（ゴルフ場利用税に関する経過措置）
- 12 新条例第23条の規定は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施

行日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

13 新条例附則第24条第2項から第6項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

14 施行日前の旧条例附則第24条第4項及び第5項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

規 則

○愛媛県規則第22号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条の表(6)の項書類の種類の中「県たばこ消費税」を「県たばこ税」に改める。

第1号様式5及び6(裏)中「至急」を「 年 月 日までに」に改める。

第15号様式中

一 般 分	48	53			
軽減分	77				
身体障害者	82				
学 生 等	87				
国 体 等	72				
小 計					
合 計			58		67

を

一 般 分	48	88			
軽 減 分	53				
非課税分	58				
18歳未満	63				
70歳以上	68				
障害者	73				
国 体	78				
学 生 等	83				
小 計					
合 計			93		

に

改め、同様式備考2を次のように改める。

2 地方税法(昭和25年法律第226号)第75条の2又は第75条の3の規定によりゴルフ場利用税の非課税の対象となる者については、「非課税分」欄に記載してください。

第15号様式備考に次のように加える。

3 2の適用がある場合には、非課税利用者の一覧表及び非課税の対象となることを確認した書類を添付してください。

附 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の愛媛県税賦課徴収条例施行規則第15号様式の規定は、平成15年4月1日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税の納入申告書について適用し、同日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税に係る納入申告書については、なお従前の例による。

